

岩手県告示第667号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年9月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年8月23日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 東谷建設
    - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町栄町20番11号
    - ウ 代表者の氏名 東谷忠廣
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7592号
  - (3) 処分の内容 土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月22日付けで土工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年8月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 新映通信有限会社
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字釜田150番地5
    - ウ 代表者の氏名 岩淵誠司
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第60098号
  - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月19日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年8月26日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 遠藤興業
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市千厩町小梨字大登112番地1
    - ウ 代表者の氏名 遠藤敏男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70095号
  - (3) 処分の内容 とび・土工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月22日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年8月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社アイ・クリーンサービス
    - イ 主たる営業所の所在地 一関市花泉町金沢字北金里3
    - ウ 代表者の氏名 丸谷裕保
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第70113号
  - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成25年8月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第

4号に該当する。